

監査公表第 17 号
令和 8 年 6 月 24 日

周南市監査委員 久 行 竜 二
周南市監査委員 福 田 文 治

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第 14 項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

農業委員会事務局

2 監査の範囲

令和 7 年 4 月（指定した一部の事務については令和 6 年 4 月）から令和 8 年 2 月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和 8 年 4 月 10 日（金）から 6 月 18 日（木）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

農業委員会事務局

(1) 契約事務

ア	指摘事項	印刷製本業務委託について、指名を行っていない事業者から見積書を徴取したものがあった。
	措置状況	今後は、適切な事務手続きを徹底するため、定期的な業務の進捗状況の確認や課内の共有化を行い、業務点検を強化いたします。